

第97回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 平成30年12月10日(月) 13:00～15:00
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館 416会議室
- 3 出席者
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委員 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン放送文化推進局CSR推進室部長
同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同 納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
(1) セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた取組状況～第4次男女共同参画基本計画に基づく教育等の場における取組～
(2) セクシュアル・ハラスメントをめぐる法的論点について～ジェンダー法学の視点から～
(3) セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度等について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 文部科学省説明資料
- 資料2 「ハラスメントをめぐる法的論点について—ジェンダー法学の視点から」
(ジェンダー法学会前理事長(現理事) 小島妙子弁護士 御提供資料)
- 資料3 「ドイツにおけるセクシュアル・ハラスメント罪について」
(井田良委員 御提供資料)
- 資料4 今後の対応について

(その他資料)

「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について（報告書案）」（第12回労働政策審議会雇用環境・均等分科会資料）

(議事概要)

- セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた文部科学省の取組状況～第4次男女共同参画基本計画に基づく教育等の場における取組～について、文部科学省からの説明の後、質疑が行われた。
- セクシュアル・ハラスメントをめぐる法的論点～ジェンダー法学の視点から～について、ジェンダー法学会前理事長（現理事）の小島妙子弁護士からの発表の後、質疑が行われた。
- セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度等について、井田良委員からの発表の後、質疑が行われた。